

児童手当の制度改正について

1. 目的

「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一貫として、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当の抜本的拡充を令和6年10月分から実施します。

2. 制度改正の概要

改正項目		現行制度		制度改正後	
①支給対象児童		中学校修了までの児童		<u>高校生年代までの児童</u>	
②所得制限		あり		<u>なし</u>	
③手当月額		第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
0歳～3歳未満		1万5千円		1万5千円	<u>3万円（＊）</u>
3歳～小学生		1万円	1万5千円	1万円	
中学生		1万円			
高校生年代		対象外		<u>1万円</u>	
④支払月		年3回（2月・6月・10月）		<u>年6回（偶数月）</u>	

＊第3子以降の多子加算のカウント方法の見直し

- ・現行制度では、高校生年代までをカウント対象としていますが、改正後は大学生年代（22歳の年度末まで）の上の子について、親等の経済的負担がある場合はカウント対象とします。

3. 制度改正に伴う手続きが必要な受給者（公務員を除く）

①現在、児童手当を受給している者（令和6年8月認定者）

- ・大学生年代の子を養育しており、高校生年代までの児童と合わせて3人以上いる者

②現在、児童手当を受給していない者

- ・高校生年代の児童のみを養育している者
- ・中学生以下の児童を養育しているが、所得制限超過により、手当を受給していない者

4. 周知

①個別通知 令和6年9月20日（金） 発送

- ・児童手当 現受給者（令和6年8月認定まで） 3,537名
- ・高校生年代の児童のみと同居している者 1,361名
- ・所得超過による支給停止者 90名

②広報えにわ 9月号・10月号

③恵庭市ホームページ 恵庭市公式ライン

5. 初回支給日（令和6年10月・11月分）

令和6年12月中旬